

平成20年度

東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書

(平成19年度分)

平成21年3月

東村山市教育委員会

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について | 2 |
| 3 東村山市教育委員会の概要 | 4 |
| 4 東村山市教育委員会の委員（教育委員）の活動状況 | 5 |
| 5 平成19年度東村山市教育委員会の教育目標 | 6 |
| 6 平成19年度東村山市教育委員会の基本方針 | 7 |
| 7 平成19年度東村山市教育委員会の基本方針に基づく 主要施策の点検及び評価 | 13 |
| 【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】 | 13 |
| 【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】 | 24 |
| 【基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】 | 35 |
| 【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】 | 42 |
| 8 平成19年度主要施策の点検及び評価に関する有識者 からの助言 | 48 |
| 【資料集】 | 51 |
| 1 東村山市教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 | 52 |
| 2 東村山市教育委員会 | 54 |
| 3 東村山市の教育委員 | 54 |
| 4 東村山市教育委員会組織図 | 54 |
| 5 東村山市教育委員会教育部の各課・室・館 の業務内容 | 55 |

はじめに

この報告書は、平成19年6月に公布されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」(同法第27条)が規定されたことにより作成をしました。

この改正の趣旨は、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進にあります。この規定に基づき、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされました。

初年度である今回の報告書について、東村山市教育委員会としては、教育行政の基本となる「東村山市教育委員会の教育目標について及び基本方針について」の取り組み状況を、各所管する課より執行状況について自ら点検し評価をしたものです。

この報告書を作成していくことにより、教育委員会活動の透明性をより高め、更なる説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進してまいります。

平成21年3月

東村山市教育委員会

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 策定理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定され、実施が義務づけられたため（平成20年4月1日施行）。

2 趣旨

東村山市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

3 実施方法

- (1) 毎年度策定する「東村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策」を対象とし、点検及び評価を行う。
- (2) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

「点検・評価に関する有識者」の任期は2年とする。

- (5) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東村山市議会へ提出する。また報告書は公表するものとする。

参 考

1 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。（平成20年4月1日施行）

第二十七条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会の基本方針（平成19年4月1日改定）

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

東村山市教育委員会の概要

東村山市教育委員会は、東村山市長が東村山市議会の同意を得て任命した5人の委員より組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。委員の任期は4年である。

教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。その組織としては、一部8課からなり教育部、庶務課、学務課、指導室、社会教育課、市民スポーツ課、図書館、公民館、ふるさと歴史館となっている。

教育委員の会議は、毎月1回定例会を開催し必要に応じて臨時会等を行っている。平成19年度は、定例会12回、臨時会3回、を開催し、議案35件、報告事項71件、について審議等を行った。また、定例の学校訪問（年間、全校23校）、市立小・中学校の研究発表会や道徳授業等地区公開講座等、各学校や市が主催する文化・スポーツ等の行事への参加、研修会の講師、PTA、市民団体等との懇談等を適宜行っており、委員としての研修にも参加し自己研鑽を行っている。

東村山市教育委員会は、当市の教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するための「基本方針」を毎年度審議し策定をしている。これらに基づき、各所管、各学校が様々な計画を行い活動に取り組んでいる。

平成19年度 東村山市教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

特に、東村山市の教育においては、「緑あふれ、暮らし輝く都市」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を期して、行われなければならない。

東村山市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進する。

東村山市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

互いの生命及び人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する人間社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

自ら学び自ら考えて行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

平成19年度東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、東村山市の特性を生かし、以下の「基本方針」に基づいて、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、

すべての大人や子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

(1) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、「いのちの教育」を学校教育を含め、東村山市全体を通して適切に実施するとともに、学校・家庭・地域の連携のもとに、「こころとからだの健康づくり」を推進する。

(2) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等も視野に入れながら、人権教育を推進する。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、ハンセン病療養所入所者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

東村山市における人権教育にかかわる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層推進する。

相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子どもたちに豊か

な心を育てる幅広い教育活動を促進する。

(3) いじめ、不登校や中途退学など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における相談体制の充実を図る。また、児童・生徒の実態に基づく指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、相談機能の充実を図る。

(4) 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、地域の担い手として、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちの教育」を推進する。また、健全育成のための環境整備の充実に努める。

社会の一員としての自覚を高め、社会性をはぐくみ、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、「青少年健全育成大会」「輝け！東村山っ子育成塾」等を実施し、自然体験・ボランティア体験等の充実を図る。

2月1日から同月7日の「東村山市いのちとこころの教育週間」に「市民の集い」「子どもフォーラム」等の「いのちの教育」にかかわる取組を東村山市全体で実施する。各種の事業を通して、中学生・高校生の自主的な活動を促し、心豊かで、たくましく生きることのできる子どもたちを育成する。

子どもたちに善悪の判断や社会生活上のルールをしっかりと身に付けさせる指導を一層充実させる。また、子どもを犯罪から守るための安全確保・安全管理の徹底を家庭・地域・関係諸機関とのネットワークの強化を図り推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術革命が進む社会にあっては

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会の中で活躍し、わが国や東村山市の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

子どもに対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園から大学までの各校種間の連携を重視した教育を推進する。

特に、小学校への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育園・小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組を進める。

子どもが自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。

- (2) 一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子どもたちと向き合う時間を大切にし、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。

習熟の程度に応じた少人数指導やチームティーチングの充実、教科の選択幅の拡大を進め、個に応じた多様な教育を推進する。

「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、児童・生徒の学力向上を推進する。また、基本的な生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えていることから、家庭との連携を図り生活習慣の改善を促進する。

- (3) 児童・生徒に進んで読書を行う態度と豊かなところをはぐくむため、「東村山市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむため、関係諸機関との連携体制を整備し、職場体験等の就業体験を推進し、キャリア教育の充実を図る。

- (5) 東村山市特別支援教育推進計画に基づき、障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培う教育を着実に推進する。

教育相談室・幼児相談室、健全育成学習室及び特別支援学校との連携の充実を図る。

特別支援教育の理念に基づき、小学校、中学校に在籍する児童・生徒の学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への教育及び支援を具体化し一層の充実を図る。

- (6) 個性を発揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力をはぐくむとともに、体力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力した児童・生徒の健康・体力づくりや食に関する指導を推進する。
- (7) 児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ITの活用を図る。
- (8) 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する。
- (9) 日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

【基本方針 3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

少子高齢化の中で「明日を拓く、豊かな心と創造力を育てるまち」を目指す東村山市にあっては、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人一人が社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

- (1) 少子高齢社会における生涯学習を推進するため、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みなどの整備を進め、生涯学習関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援する。
- (2) 公民館・図書館・歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動の充実を図るとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上を図る。
- (3) 市民のだれもが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供すると

もに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

- (4) 東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、国宝の正福寺や下宅部遺跡はっけんのもり公園等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。
- (5) スポーツ都市宣言を行っている東村山市として、平成25年に多摩・島しょ地区を中心に開催される国民体育大会の正式種目を誘致する。社団法人東村山市体育協会・体力づくり推進委員会等の公民が一体となって、スポーツ振興と体力づくりを推進し、スポーツを生涯の友とする「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、

家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

- (1) 二学期制の実施に伴い、学校経営の更なる改革を推進し、継続的かつ計画的に教育活動の質的な向上を図る。
- (2) 学校評議員制度の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、その評価を学校経営に反映させ、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (3) 地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動の充実を図り、地域に根ざした教育を一層推進する。
- (4) 学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹の配置と活用により学校の組織的な課題対応力の向上を図る。
- (5) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、新たな研修体系に基づいた研修の質的充実を図る。

- (6) 保護者、地域住民等の学校外の人材を活用するなどして、学校経営のより一層の充実を図る。
- (7) 学校内外における児童・生徒の安全を確保するため、セーフティ教室や学校での地域安全マップの作成、ボランティアへの巡回の働きかけ等、警察、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進する。
- (8) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

平成 19 年度東村山市教育委員会の基本方針に基づく

主要施策の点検及び評価

【基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、

すべての大人や子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

(1) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、「いのちの教育」を学校教育を含め、東村山市全体を通して適切に実施するとともに、学校・家庭・地域の連携のもとに、「こころとからだの健康づくり」を推進する。

担当課：指導室・社会教育課

施策の取組状況

1. 道徳授業地区公開講座の実施

- ・各学校において、保護者、市民の参加を得て、道徳の時間の授業公開及び意見交換会、講演会等を実施し、学校、家庭、地域社会の連携による道徳教育を推進した。
- ・市立小・中学校全校（小学校 15 校、中学校 8 校 計 23 校）で実施した。

2. 体力づくり検討委員会の開催

- ・委員長（小学校校長）委員（小学校教諭各校 1 名）で構成された体力づくり検討委員会を年間 7 回実施した。
- ・スポーツテストの実施及び東村山市児童の体力向上の在り方の検討、健康教育等にかかわる指導内容や指導計画等について検討した。
- ・成果を冊子とビデオにまとめ、全小学校に配布、活用を図った。

3. いのちとこころの教育週間をはじめ、各事業においていのちの教育をテーマにプログラムを組んだ。

今後の取組の方向性

1. 今後は道徳授業の更なる充実を図るとともに、授業後の意見交換会・講演会等の内容を工夫し、活性化する。
2. 検討の結果や成果をもとに、子供の日常的な体力向上に向けた取組を充実させる。
3. 社会の変化に対応した取り組みを行う。

(2) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等も視野に入れながら、人権教育を推進する。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、ハンセン病療養所入所者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

担当課：指導室・社会教育課・図書館・公民館

施策の取組状況

1. 人権教育推進委員会の開催
 - ・委員長等（小学校長1名、中学校副校長1名）委員（人権教育担当教員各校1名）で構成された人権教育推進委員会を年間5回実施した。
 - ・本市における地域や実態に応じた人権教育の課題について、教育内容・方法の充実を図った。
 - ・道徳授業改善委員会と連携を図り、東村山市にかかわる資料開発を行い、その成果として「東村山市道徳教育資料集」をまとめ、市内各小・中学校に配布し、道徳の時間での活用を図ると共に、保護者・地域に対して実施している「道徳授業地区公開講座」等での活用を促した。
 - ・東京都人権尊重教育推進校、東村山市人権尊重教育推進校である東村山第一中学校の研究発表（ブロック発表）や他市先進校の視察等を実施し、人権教育担当教員の資質の向上を図った。
2. 成人を対象とした事業が社会教育課ではなかなか実施できていないが、「輝け！東村山っ子育て成熟」の中で取り組めるか検討中である。

3. 人権尊重施策 重点事業：資料提供の充実

- ・「ハンセン病を知る本」コーナー本の収集をした。
- ・「全生園とハンセン病を知る」・「いのちが生まれる」ブックリストの発行及び人権各事業での資料配布と図書展示を行った。
- ・教育週間期間内で実施される「市民の集い」事業での人権啓発図書の展示をした。
- ・人権教育に関わる授業（東村山市立東村山第2中学校ほか）への図書館ボランティア団体の派遣協力をした。
- ・録音資料貸出（貸出数 1,362 タイトル）、広報カセット貸出（貸出数 860 回）を行った。
- ・対面朗読（192 回）を行った。
- ・施設への貸出（662 冊：3 箇所）

4. 第21回平和映画会の開催

- ・1部 被爆体験の講演会と映画「つるに乗って」を上映した。
- ・2部 映画「私は貝になりたい」を上映国際・男女共同参画課と共同事業で実施し、戦争による人権軽視の問題を通して、命の大切さを考えた。（参加者 230 人）

5. 裁判員制度研修会の開催

- ・平成 21 年 5 月から始る裁判員制度について講座ボランティア、公運審委員、職員による研修会を東京地裁八王子支部及び東京地検八王子支部で実施した。
- ・研修会での疑問や問題点を講座ボランティアと協議しながら市民講座を企画し実施した。（参加者 110 人）

今後の取組の方向性

1. 人権教育にかかわる授業研究をさらに充実させるとともに、人権教育を各学校で具体的・計画的に推進するための方法等の研究を進める。
2. ハンセン病に関し、20年度に子ども達と一緒に実地で学習する機会を設け取り組む。成人向けの事業は、市民生活課（人権擁護委員）等と協力して実施する。
3. ハンセン病や全生園の歴史認識を通して、人権尊重が育める情報施策を提供する。
4. 今後も市民に向けて平和について考えてもらう機会の提供を継続する。
5. 裁判員制度の施行に向けて市民への情報提供や講座を来年度も実施する。

東村山市における人権教育にかかわる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層推進する。

施策の取組状況

1. 道徳授業改善委員会の開催

- ・委員長（中学校校長）副委員長（小学校副校長）委員（道徳主任各校1名）で構成された道徳授業改善委員会を年間5回実施した。
- ・小学校2分科会、中学校1分科会でそれぞれ授業研究を行い、指導力の向上を図った。
- ・東村山市にかかわる資料開発を行い、その成果として「東村山市道徳教育資料集」にまとめ、市内各小・中学校に配布し、道徳の時間での活用を図ると共に、保護者・地域に対して実施している「道徳授業地区公開講座」等での活用を促した。

今後の取組の方向性

1. 今後、さらに様々な人権課題や道徳的価値を取り上げ、授業内容の充実を図るとともに、東村山市にかかわる資料開発を進め、学校における人権教育や道徳教育を充実させる。

相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子どもたちに豊かな心を育てる幅広い教育活動を促進する。

担当課：指導室・社会教育課・公民館

施策の取組状況

1. 平成19年度豊かな心を育てる地域推進事業の実施

- ・研究主題を「出会いかわり合う『地域』、磨き高め合う『豊かなところ』 - 東村山市の特色ある体験活動と道徳教育との融合を目指して - 」とした。
- ・推進会議の設置
学識経験者（大学准教授）1名、コーディネーター（人権擁護委員等）16名、家庭関係（PTA関係者）1名、学校関係（小・中学校長会、高等学校長）4名からなる「豊かな心を育てる地域推進会議」を位置付け、組織的な連携体制を確立した。研究全体の進捗状況を把握し、コーディネーターの配置及び活動内容の充実等にかかわる研究・協議を年間3回実施した。

- ・「児童・生徒の活動を支える地域の在り方を検証することができた」「道徳の時間の質的な向上を図ることができた」「学校の道徳教育を中核に据えた、実践的研究を推進することができた」「東村山市『いのちの教育』推進プランの関連事業の充実を図ることができた」等の成果を得ることができた。
2. インディペンデンス市訪問団との交流
 - ・インディペンデンス市の訪問団との交流をとおして、友好の絆を深め国際意識の高揚を図ることができた。
 - ・平成19年度は、回田小（毎年）、青葉小、東村山第四中が受け入れ校となり、インディペンデンス市の訪問団の中学生・高校生との交流を深めた。
 3. A L T（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）の派遣
 - ・中学校には1クラス年間約23時間配置し、外国語の授業で活用され、ネイティブとの英会話などの体験をとおした学習が深まった。
 - ・小学校には1校年間約40時間配置し、主に総合的な学習の時間等で活用され、体験活動を交え、国際理解教育の推進等が図られた。
 4. 「輝け！東村山っ子育成塾」を開催し、異年齢集団による社会体験、自然体験などを経験することにより、幅広い教育活動を促進した。
 5. こども映画会の開催
 - ・夏休みに「ぞうのいない動物園」「ぞう列車がやってきた」を子ども向け映画会として新規事業を公民館4館で実施した。（参加者85人）
 6. ひがしむらやま鬼太郎ワールドの開催
 - ・鬼太郎まんがの複製原画及びパネル展と映画会
 - ・幼児から大人まで幅広い人たちが知っているゲゲゲの鬼太郎を通して、昔から伝わる「戒め」を親子3代で語らうきっかけづくりとして実施した。
 - ・親子、孫と祖父母など幅広い市民が展示と映画会に参加して、自身の鬼太郎について語り合う場となった。（参加者6日間で1,065人）
 7. 相田みつを展の開催
 - ・東村山市「いのちの教育」推進プラン事業として相田みつを展を実施した。
 - ・書を通して豊かな心と相手を思いやる心を育てる事業を行った。（参加者7日間で2,796人）

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

1. 本事業は平成19年度で終了するが、本事業を通じて得られた成果を今後の事業に反映させる。

2. 今後も受け入れ校の体制等の検討を重ね、事業の充実を図る。
3. 今後も内容の充実を図る。
4. 幅広い教育活動が促進できるよう、事業内容について今後も検討する。
5. 次世代育成事業として夏季休業中の映画会、講座事業の拡大を目指す。
6. 家族で語り合える講座及び事業をこれからも提供する。
7. 今後も児童・生徒に向けての事業を提供する。

(3) いじめ、不登校や中途退学など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における相談体制の充実を図る。また、児童・生徒の実態に基づく指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、相談機能の充実を図る。

担当課：指導室

| |
|---------|
| 施策の取組状況 |
|---------|

1. 学校適応状況調査の実施
 - ・ 欠席が30日以上及びそれに近づいている児童・生徒を毎月各学校より報告させ、指導室で取りまとめたものを分析し、各月の校長会、副校長会、健全育成学習室との連絡会等で示し、情報を共有するとともに各学校等での指導に生かした。
2. 健全育成学習室（希望学級）の充実
 - ・ 健全育成事業の一環として、通常の学校生活に適応できず、不登校傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して、集団生活への適応や学校生活への復帰を支援した。
 - ・ 平成19年度は、小学生1名、中学生23名、計24名が通級し、適応指導、教育相談、学習指導、進路指導、体験活動等を行なった。学校復帰は中学生1名であった。
3. 学校不適応対策連絡会の開催
 - ・ 中学校区ごとの小・中学校担当者による情報交換により、未然防止に向けた取組と不登校児童・生徒への具体的な対応を協議することができた。
 - ・ 学校・指導室の他、教育相談室・健全育成学習室（希望学級）担当者が各中学校別の協議に参加し、実態を把握した。
 - ・ 年間2回実施した。

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

1. 分析の結果をより学校で活用させる。
2. 健全育成学習室(希望学級)における指導の充実を図るとともに、通級する児童・生徒の在籍校との連携をさらに深め、在籍校復帰へ向けた指導を充実させる。
3. 今後は年間3回の実施し、不登校児童・生徒の学校復帰を図るための情報の共有と具体的な取組についての連携を一層充実させる。

(4) 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、地域の担い手として、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちの教育」を推進する。また、健全育成のための環境整備の充実に努める。

社会の一員としての自覚を高め、社会性をはぐくみ、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、「青少年健全育成大会」「輝け！東村山っ子育成塾」等を実施し、自然体験・ボランティア体験等の充実を図る。

担当課：社会教育課

施策の取組状況

1. 青少年健全育成大会では、中学生の主張大会を実施。作文のテーマを「人とのかわりを通して考えさせられることや将来の夢」とし、社会との関わりや自分の役割を考える機会とした。また、「家庭の日」を制定し、青少対等の協力の下、社会の一員としての自覚を持たせることを地域と家庭で取り組むよう推進した。(来場者数275人)
2. 「輝け！東村山っ子育成塾」事業では、異年齢集団によるグループ活動を基本とし、奉仕活動や体験活動をプログラムに取り入れた。規範意識やチームワークの大切さを学ぶことと合わせて、子どもの自主性と協調性を養うように努めた。(参加者延べ275人)
3. 柏崎市との交流事業「なぎさ体験塾」は地震災害のため中止とした。
4. 「白州山の家交流キャンプ」では、北杜市白州地区の児童と東村山市の児童との交流を行い、自然体験活動や生活体験活動を通して交流を深め、社会性豊かな人間性を育んだ。(参加者52人)

今後の取組の方向性

1. 子どもたちに社会の動きに目を向けさせ、社会の一員として自分を見つめる機会を増やす。
2. 「輝け！東村山っ子育成塾」はプログラムを工夫し今後も継続して実施してゆく。

併せて、育成塾出身のリーダーの育成も行う。

3. 「なぎさ体験塾」は、本年は地震のため中止となったが、大きな成果が期待できるため20年度も実施する。なお、市長会の補助金事業であるため21年度で終了予定である。
4. 20年度より廃止。

2月1日から同月7日の「東村山市いのちとこころの教育週間」に「市民の集い」「子どもフォーラム」等の「いのちの教育」にかかわる取組を東村山市全体で実施する。各種の事業を通して、中学生・高校生の自主的な活動を促し、心豊かで、たくましく生きることのできる子どもたちを育成する。

担当課：指導室・社会教育課

施策の取組状況

1. 児童・生徒による音楽祭の開催
 - ・小学校2校、中学校3校、高等学校2校の計9校が参加し、和楽器・合唱・吹奏楽の演奏、ダンスを発表した。
 - ・参加校の代表者による運営委員会を組織し、立案・運営・実施にあたった。
 - ・東村山市いのちの詩・こころの詩「いつもみんないっしょ」を手話を交えて全員合唱した。
 - ・出演者、学校関係者、一般参観者あわせて約1,000人の参加があった。
2. 生徒会サミットの開催
 - ・「私たちの『心豊かなまちづくり』」をテーマについて、東村山市の次代を担う中学生が自校の取組を中心に意見交換した。
 - ・基調講演として東村山市商工会事務局長が講演した。
 - ・各中学校の生徒会役員、教員、市関係者等の参加で、12月26日に実施した。
3. 「東村山市いのちとこころの教育週間」期間中各種事業を実施した。特に2月3日の日曜日には教育週間のメイン事業として「市民の集い」を開催。「市民の集い」では、相田みつを美術館の相田一人館長をお招きし、いのちの大切さや人を思いやることを培うことをテーマにして講演会を開催した。(来場者数412人)
4. 講演会の中で、中学生と市民ボランティアによる「相田みつをの詩の朗読」を実施。発表に向けた練習を繰り返すことで、詩の内容により深く接する機会をつくることができた。
5. 講演会に合わせて「相田みつを展」を開催。耳からだけではなく目でも「詩」に

ふれることができるように中学・高校生を中心に周知した。結果として多くの市民の方の来場を得られた。(来場者数2,796人)

6. この期間中、社会教育関係全施設が統一して「いのちとこころの教育」をテーマにした事業を実施。社会教育課を中心にして、市報や統一チラシを作成し周知を図った。

今後の取組の方向性

1. 参加団体の拡大にともなう全日の実施の検討とそれにかかわる対応を行う。また、運営面への児童・生徒の参加も視野に入れる。
2. 様々な分野の大人のまちづくりに寄せる思いを聞き、中学生のまちづくりへの参画意識の向上を図る。
3. 講演会の講師選定にあたっては、その時々々の社会情勢を考慮し、より多くの市民の方々に関心を持っていただけるテーマや講師を選定する。
4. ~6. 教育委員会での取り組みを多くの市民の方に知っていただけるように、内容や開催を周知する方法等を工夫する。

子どもたちに善悪の判断や社会生活上のルールをしっかりと身に付けさせる指導を一層充実させる。また、子どもを犯罪から守るための安全確保・安全管理の徹底を家庭・地域・関係諸機関とのネットワークの強化を図り推進する。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. セーフティ教室の実施
 - ・児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進した。
 - ・各学校において、年間行事予定に位置付け、児童・生徒を対象とする「学習活動」と保護者、地域住民、関係機関担当者等による「意見交換会等」の2部構成で実施した。
2. 三者協議会（児童委員・児童相談所・学校等の関係機関による地区連絡協議会）の開催
 - ・7月6日に、東村山市民センター別館において、実施した。
 - ・児童委員、児童相談所、学校等の関係者が全体テーマ「民生・児童委員、児童相談所、子供家庭支援センター、学校との望ましい連携のあり方について」の

もと、中学校区ごとに分科会テーマを設定し、意見交換を行った。

3. 生活指導主任会の開催

- ・生活指導主任の役割の理解を深めるとともに、小・中学校における生活指導上の諸問題について情報交換や協議をとおして問題解決の方策を検討した。
- ・各学校における教育相談活動を推進するため、その方法等を協議するとともに、情報交換を行い、教育相談室との連携・協力を深めた。
- ・顧問として中学校長1名、小・中学校副校長各1名を置き、生活指導担当主幹等各校1名の参加により、年間11回実施した。

4. スクールガード養成講習会の開催

- ・スクールガードリーダーから「日頃の取組について」、小・中学校から「学校が地域とともに取り組んでいる安全に関わる取組」、東村山警察署から「地域の方々にお願いしたい取組のポイント等について」等の話や協議を通して、スクールガードの活動についての理解を深めた。
- ・10月17日に実施し、各学校や保護司会、東村山警察署等関係者65名の出席があった。

5. サポート会議の開催

- ・学校だけでは解決困難な事案が発生した場合に、指導室が学校、児童相談所、警察署、子供家庭センター等の関係者を召集し、情報を共有するとともに、様々な角度から問題の解決を図った。

6. 交通防犯指導員の配置（小学校15校に15名配置）

- ・交通車両や防犯上の安全確保の観点から、児童の登下校の際に学校から要望のあった箇所に配置した。
- ・（社）シルバー人材センターに業務委託

今後の取組の方向性

1. 保護者、地域住民、関係諸機関関係者等と連携し、児童・生徒を地域ぐるみで見守る意識の向上へ発展させる。
2. 今後も定期的に行われ、児童委員・児童相談所・学校等の関係機関の連携を深め、情報連携から行動連携へ取組の充実を図る。
3. 今後も生活指導上の諸問題についての情報交換や協議をとおして、情報の共有を進め、さらに連携を深めて問題の解決を図る。
4. 関係諸機関へも視点に沿った情報提供を依頼し、さらに内容の充実を図る。
5. 事案が発生した場合は迅速に対応する。

6. 現状の把握

- ・学校のなかには、現状以外にも児童の登下校において危険な箇所があり、交通防犯員の要望もあるが、その点では対応しきれていない部分もあり、今後の課題とし検討する。
- ・指導室から提供された不審者にかかわる情報を、交通防犯指導員へリアルタイムで連絡のとれる方法を検討する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術革命が進む社会にあっては

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会の中で活躍し、わが国や東村山市の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

子どもに対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園から大学までの各校種間の連携を重視した教育を推進する。特に、小学校への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育園・小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組を進める。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 特別支援教育関係では、小学校生活へのスムーズな移行を支援していくために、就学支援シートのモデル事業を1園で開始した。
2. 小中連携教育懇談会の開催
 - ・中学校区ごとに小・中学校の教員が集まり、教育実践の交流等を行った。
 - ・運営組織を校長、副校長、教務主任、生活指導主任で構成し、企画・運営した。

今後の取組の方向性

1. モデル園に保育園も含め順次拡大実施してゆき小学校での活用を充実させる。
2. 健全育成での連携から、今後はさらに学習指導等でも連携の可能性を探る。

子どもが自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 教務主任会の開催
 - ・学校における教務主任の役割の理解を深めるとともに教育課程編成上の諸問題について研究協議し、教務主任としての資質の向上を図った。

・顧問として小学校長1名、小・中学校副校長各1名を置き、教務担当主幹等各校1名の参加により、年間11回実施した。

2. 新任教務主任研修の実施

・新任教務主任を対象に年間2回実施し、教育課程への理解を深めるとともに、学校の特色を生かした教育課程の編成に資する能力を養った。

3. 研究奨励校の指定

・各教科・領域に関する研究の推進を図り、教育活動の向上を図った。

・平成18・19年度奨励校（八坂小、野火止小、東村山第七中）は研究発表会を実施した。

・平成19・20年度奨励校（萩山小、東萩山小、久米川東小、東村山第一中）を指定し、校内研究について助言を行うなどの支援をした。

東村山第一中は人権尊重教育推進校としての研究奨励指定をした。

今後の取組の方向性

1. 年度末の学習指導要領の改訂を受け、新教育課程への移行措置を踏まえた教育課程の編成について具体的に取り組む。
2. 集中的に開催をし、演習等を実施しながら学校での実際の場面に生かすことのできる内容を充実させる。
3. 校内研究への支援と発表等にかかわる助言を今後もさらに進める。

（2）一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子どもたちと向き合う時間を大切にし、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。

習熟の程度に応じた少人数指導やチームティーチングの充実、教科の選択幅の拡大を進め、個に応じた多様な教育を推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 東村山市教育委員会定例訪問の実施

・全小・中学校（計23校）において実施した。

・各教員の授業や研究授業の参観をとおして、それぞれの学校の実態及び教育上の課題を把握した。

2. 東村山市教育学生ボランティアの派遣

・各学校に教育学生ボランティアを派遣し、教育活動全般にわたり学級担任や教

科指導者の支援にあたらせた。

- ・今年度は、58人のボランティアの登録があり、17校にのべ64人を派遣(総時数3,177時間)した。

3. 東村山市教育研究会補助金の交付

- ・東村山市教育研究会へ補助金をあて、各部会(全31部会)で活用を図ることをとおして、各教科・領域等の研究を支援した。
- ・今年度は576,000円を補助金としてあてた。

今後の取組の方向性

1. 教育委員1名、教育長、教育部長、教育部次長、指導室長、統括指導主事、指導主事の他、学務課長、庶務課長、図書館長等の参加も得て、学校の現状把握に努め、学校に寄り添った支援を実現する。
2. 学校との情報の共有を進め、各校の要請に応えられるような体制を整える。
3. 東村山市教育研究会の各部会での研究内容の充実のため、補助金をあてるとともに研究内容について助言するなどの支援をする。

「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、児童・生徒の学力向上を推進する。また、基本的な生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えていることから、家庭との連携を図り生活習慣の改善を促進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 授業改善推進プランの充実

- ・「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果の分析に資する資料を作成、配布し、各学校の授業改善推進プラン作成を支援した。
- ・「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえて作成された授業改善推進プランを基にした学力向上の方針についてヒアリングし、各校の学力向上策について把握するとともに、有効と考えられる取り組みを資料にまとめ各校に配布した。

今後の取組の方向性

1. 今後も諸学力調査の分析・活用に有効な資料等を作成・配布し、各学校が個々の児童・生徒の学力向上について適切に対応できるよう支援する。

(3) 児童・生徒に進んで読書を行う態度と豊かなところをはぐくむため、「東村山市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

担当課：学務課・指導室・図書館

| |
|---------|
| 施策の取組状況 |
|---------|

1. 学校図書館支援

- ・学校図書室の整理・資料整理・活用助言
- ・司書教諭連絡会アドバイス（年3回開催）
- ・学校図書館選書・購入相談（小学校8校、中学校2校）
- ・学校図書館ボランティア育成・スキル研修・派遣支援（小学校10校、中学校2校）
- ・講師派遣（小中各1校）
- ・クラスへの図書資料貸出（調べ学習4,160冊、学級文庫・読み聞かせセット4,410冊）
- ・学生ボランティアの受け入れ（作業人数38人）
- ・学級訪問（15校39クラス）
- ・図書館見学（小学校15校の3年生のクラス40学級、その他の学年の見学：延べ人数子ども352人、先生・保護者37人）
- ・職場訪問（中学校1校22人）
- ・職場体験受け入れ（受け入れ人数64人中中学校7校、白梅学園高校）

2. 各施設の図書室・図書コーナー等への支援

- ・児童館等への図書資料貸出
- ・児童館等での図書コーナー整理・資料整理・活用助言
- ・図書購入アドバイス
- ・出張読み聞かせ

3. 読書活動団体への支援

- ・東村山市子ども読書連絡会（2回開催、参加人数56人）
- ・読み聞かせボランティアの育成
- ・地域児童図書館補助金助成（233,000円）

4. その他のサービス支援

- ・小学生へのお話会の実施（170回開催、783人参加）
- ・子ども読書関連庁内連絡会への情報提供

- ・ 時期を捉えたの展示本コーナーの設置
 - ・ 夏休み親子図書館体験（参加人数 31 組 75 人）
 - ・ 親子豆本づくり教室（参加人数 17 人）
 - ・ 読み聞かせ入門講座の実施（5 回 71 人）
 - ・ 小学生・中学生向け各ブックリスト・利用案内（保護者向け・小中学校の先生向け・子ども関連施設向け）等発行（資料別で 10,800 部から 100 部以内の印刷部数）
5. 司書教諭連絡会の開催
 - ・ 学校図書館の運営にかかわる情報交換、協議をすすめ、司書教諭としての資質の向上を図った。
 - ・ 会長（小学校長） 司書教諭等（各校 1 名）で構成し、年間 3 回実施した。
 6. 学校図書館蔵書の統一装備の実施及びバーコード貼付を開始した（平成 17 年度から）
 7. 単価入札の実施により、予算を有効活用し蔵書数の増加に努めた。
 8. 市内を会場とする展示会の実施により、多くの関係者に図書の選書に関わってもらい、蔵書内容の充実に努めた。
 9. 蔵書数の把握をすることにより、蔵書管理の体制の充実に努めた。
 10. 「学校図書館のてびき」の作成により、関係各所が連携を持ち学校図書館の円滑な運営に努めた。

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

1. 学校図書館活性化にむけた更なる支援を行う。
2. 地域で本と出合える環境の更なる拡大を行う。
3. 地域の読書活動を支える市民力の支援・育成を行う。
4. 専門的職員力のスキルアップを行う。
5. 今後も、東村山市立図書館との連携を図り、適切な学校図書館の運営についての情報交換・協議を進め、司書教諭としての資質の向上を図る。
6. 利用しやすい書架の充実に図る。
7. 今後、さらに予算の有効活用を検討し、購入方法の検討などを行い、蔵書数および蔵書内容の充実に図る。
8. 購入方法の検討を図る。
9. 正確な蔵書数の把握をし、適正な蔵書数の確保を図る。
10. 学校図書館への関わり方の整備・充実に図る。

(4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむため、関係諸機関との連携体制を整備し、職場体験等の就業体験を推進し、キャリア教育の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 中学校職場体験学習の実施
 - ・東村山市商工会や青年会議所等の協力を得て、職場体験学習の職場確保のシステムを構築した。
 - ・全中学校で進路学習の指導計画に基づき、概ね2～3日間実施した。
2. 進路指導主任会の開催
 - ・進路指導にかかわる情報交換および協議を行うとともに、成績一覧表作成上の配慮事項等の検討を行った。
 - ・顧問として中学校長1名を置き、進路指導担当主幹等中学校各1名の参加により、年間5回実施した。

今後の取組の方向性

1. 受け入れ事業所の確保とシステムの充実を推進する。
2. 今後より一層、職場体験学習等キャリア教育の具体的取組についての情報交換・協議等を充実させる。

(5) 東村山市特別支援教育推進計画に基づき、障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培う教育を着実に推進する。

教育相談室・幼児相談室、健全育成学習室及び特別支援学校との連携の充実を図る。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 教育相談室には、通級学級を希望する児童・生徒への相談、心理検査を依頼している。また、幼稚園教諭対象の研修会に参加してもらい理解啓発として連携した。
2. 幼児相談室には、就学相談での連携を依頼していることとその後のフォロー相談体制の強化を図った。

3. 特別支援学校では、センター校のコーディネーターに講師として、特別支援教育の啓発や教員への指導・助言を実施した。
4. 指導室・教育相談室・健全育成学習室（希望学級）指導員等との連絡会の開催」・指導室長、担当指導主事、教育相談係長、教育相談員、健全育成学習室（希望学級）指導員により、年間11回実施した。
 - ・通級児童・生徒の状況や指導室・相談室からの情報等を共有することにより、支援体制の整備が進むなど連携の充実を図った。

今後の取組の方向性

1. 各種研修会へ講師として出席を依頼する。
2. 就学相談の連携を強化または、保護者への理解啓発にも協同して実施する。
3. 東京都の動向や制度の周知等研修会に講師として出席依頼する。また、教員の指導・助言にも協力を依頼する。
4. 指導室と健全育成学習室（希望学級）の連携をより図るため、統括指導主事等が定期的に訪問するなど、具体的な取り組みを通して、連携の充実を図る。

特別支援教育の理念に基づき、小学校、中学校に在籍する児童・生徒の学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への教育及び支援を具体化し一層の充実を図る。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. 特別支援教育運営委員会でコーディネーター研修の実施。個別指導計画の活用方法等を進め、支援の方策を研究した。
2. 教育相談室の充実
 - ・指導室長が教育相談室長を兼任し、係長、指導主事、主任、専任教育相談員5名で学校や保護者からの相談に応じた。
3. 巡回相談員の配置
 - ・スクールカウンセラーの配置により学校の教育相談機能の充実を図った。
 - ・小学校15校を13名の巡回相談員が巡回し、児童、保護者、教員からの相談に個別に応じた。
 - ・中学校各校に1名のスクールカウンセラーを配置し、児童、保護者、教員からの相談に個別に応じた。
4. 教員サポーター派遣事業の実施

- ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実を図った。
- ・教員サポーターには作文及び面接によって選考された教員免許取得者を充て、学校の要請を個々に審査した上で、平成19年度は7名を15校（小学校12校、中学校3校）に配置した。

今後の取組の方向性

1. 特別支援教育運営委員会で特別支援教育の振興並びに充実を図る。
2. 相談を重ね、個々の相談員の資質向上を図る。
3. 都と連携しながら、小学校へのスクールカウンセラーの配置を進める。さらに、研修等をとおして個々のスクールカウンセラーの資質向上を図る。
4. 教員サポーターを確実に配置できるよう人材の確保に努めるとともに、配置を拡大し、学校での活用のますますの充実を図る。

（6）個性を發揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力をはぐくむとともに、体力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力した児童・生徒の健康・体力づくりや食に関する指導を推進する。

担当課：学務課・指導室・市民スポーツ課

施策の取組状況

1. 小児期生活習慣病の予防及び、食生活改善の意識啓発のため、学務課・市民スポーツ課共催事業として、「親子スリムアップ教室」の実施
 - ・全6回のカリキュラム（7/28・8/4、5・9/1、15、29）及び、経過観察のため事業終了後、期間を開けフォロー教室（3/1）を開催した。
 - ・参加者については、小児期生活習慣病予防検診を受診し、Bランク（肥満度30%）判定を受けた児童・保護者が対象であるが、それ以外の興味のある方も参加が出来るよう、各校にて教室開催チラシの配布及び、市報掲載を行い、広く周知した。
 - ・共催事業のため、関係所管の職員（学務課：栄養士、市民スポーツ課：栄養士・スポーツトレーナー・体育協会・スポーツ科学委員会等）が連携し役割分担のなか、栄養指導・運動指導を児童・保護者へ適切に指導した。
2. 平成20年度において小・中学校全22校にAEDを設置した。
3. 体力づくり検討委員会の開催 [再掲 基本方針1-(1)]
 - ・委員長（小学校校長）委員（小学校教諭各校1名）で構成された体力づくり検

討委員会を年間7回実施した。

- ・スポーツテストの実施及び東村山市児童の体力向上の在り方の検討、健康教育等にかかわる指導内容や指導計画等について検討した。
- ・成果を冊子とビデオにまとめ、全小学校に配布、活用を図った。

4. 親子スリムアップ教室

- ・学務課との共催事業として小学校4年生から中学校2年生を対象に実施した。
- ・健康、体力の維持・増進と食とのかかわりについてわかりやすく、丁寧な指導を行った。

今後の取組の方向性

1. 本事業の実施期間だけでは、数値として目立った効果は表れないが、当市は児童・生徒の肥満傾向の割合も高く、事業実施の意義は高いと思うが、そのためにも参加者を増やす事が重要となる。学校と連携した普及啓発を促進し、成長期の児童・保護者へ正しい食生活・運動を身に付けるよう、今後も学校・関係機関と協力し長期的に意識づけを行い、小児期生活習慣病の予防及び、食生活の改善を図った。
2. A E Dの保守管理及び各小・中学校への取扱いの確認について配慮する。
3. 検討の結果や成果をもとに、子供の日常的な体力向上に向けた取組を充実させる。
4. 参加者の数が少ないが、潜在的な対象者は多くいると思われる。学務課及び学校との連携の中で事業の効果等のPRを図り、児童・生徒の健康、体力づくり、食に対する意識改善をすすめる。

(7)児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ITの活用を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 情報教育推進委員会の開催
 - ・授業におけるコンピュータの活用度を向上させるとともに授業の充実を図るための授業研究を行った。また、情報モラル教育やコンピュータセキュリティについての理解に関して研究を進めた。
 - ・委員長等（小学校長1名、中学校副校長1名）、委員（校情報教育担当者各校1名）で構成され、年間5回実施した。

今後の取組の方向性

1. 授業におけるコンピュータの活用度の向上など一定の成果を見たので来年度は実

施しない。

(8)東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 人権教育推進委員会の開催 [再掲 基本方針 1-(2)-]
 - ・委員長等（小学校長 1 名、中学校副校長 1 名）委員（人権教育担当教員各校 1 名）で構成された人権教育推進委員会を年間 5 回実施した。
 - ・本市における地域や実態に応じた人権教育の課題について、教育内容・方法の充実を図った。
 - ・道徳授業改善委員会と連携を図り、東村山市にかかわる資料開発を行い、その成果として「東村山市道徳教育資料集」をまとめ、市内各小・中学校に配布し、道徳の時間での活用を図ると共に、保護者・地域に対して実施している「道徳授業地区公開講座」等での活用を促した。
 - ・東京都人権尊重教育推進校、東村山市人権尊重教育推進校である東村山第一中学校の研究発表（ブロック発表）や他市先進校の視察等を実施し、人権教育担当教員の資質の向上を図った。

今後の取組の方向性

1. 人権教育にかかわる授業研究をさらに充実させるとともに、人権教育を各学校で具体的・計画的に推進するための方法等の研究を進める。 [再掲 基本方針 1-(2)-]

(9)日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

担当課：社会教育課・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 伝統文化こども教室の開催
 - ・文化庁の委嘱事業として、小・中学生を対象にしたわが国の伝統的な文化を体験・習得できる機会を作った。

- ・ 伝統文化である、活け花や民謡・茶道等の組織・団体が主催し 19 年度においては、五つの教室を開催実施した。
2. 芸能子ども体験広場
 - ・ 伝統芸能体験プログラムを児童・生徒向けにワークショップ形式で開催すると共に日本舞踊、邦楽、打楽器、落語とアクションの舞台観賞を実施した。(参加者 850 人)
 3. うどんに挑戦
 - ・ ふるさと歴史館で活動している「伝統食の会」を講師に東村山の家庭で作られている「うどん」作りを体験した。
 - ・ 家庭にある調理用具でいつでも作れるように工夫し実習を行った。
(参加者 2 回 46 人)
 4.
 - ・ 市内の小学校向けの展示事業「なつかしい暮らしと道具たち」を実施し、郷土に生きた人々の暮らしや歴史を学習する機会を創出した。
 - ・ 市内の小学校への出前授業を実施し、自分たちの郷土に対する新たに認識を促すような学習内容を提供した。
 - ・ 市の文化財である「雅楽」や「まつりばやし」を通じて、伝統の上に立つ現代の社会などの理解を深めるような支援を行った。

| |
|-----------|
| 今後の取組の方向性 |
|-----------|

1. 今後とも各団体・組織に情報提供をし、子ども達に対し伝統文化の体験等の機会を作る。
2. 子ども向け事業としてこれからも東京都などと共催事業として取り組みを行う。
3. 東村山の伝統行事を念頭に入れ伝統食作りの講座を進める。
4. 今後も学校における伝統文化や郷土の暮らし、歴史等の学習を支援するためのプログラム開発やそれらの学習の機会を多くできるようなシステムづくりを目指す。

【基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

少子高齢化の中で「明日を拓く、豊かな心と創造力を育てるまち」を目指す東村山市にあっては、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人一人が社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(1) 少子高齢社会における生涯学習を推進するため、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みなどの整備を進め、生涯学習関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援する。

担当課：社会教育課・市民スポーツ課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 東村山市生涯学習人材バンクの実施

社会教育課のカウンター付近に、生涯学習に関する情報コーナーを設置し、また、市民の生涯学習活動を推進する為に東村山市生涯学習人材バンクの登録並びに情報提供の事業を実施した。

2. ふれあい運動会を実施した。(高齢者を対象に、室内で開催する運動会)

・高齢の方たちが無理をせず参加できる競技を選び、1日を楽しく有意義に過ごし、体を動かすことの楽しさを実感してもらった。60歳以上の153名の市民が参加した。

3. 市民の課題解決に向けた支援

・生活情報を含む市民の関心や時機を捉えた図書情報展示やコーナーを設置した。
・録音図書等の収集・提供及びデジタル化に向けた課題整理をした。
・ハンセン資料館・商工会・公民館・歴史館講座関係資料の収集・提供・展示した。
・行政施策に関する情報の収集・保存・提供をした。
・外国語資料(英語・ハングル・中国語等)の収集をした。
・相談窓口を充実した。
・共同書庫の公開をした。
・各種リスト類の発行(ブックリスト:15,800部、利用案内:13,120部、その他の発行物:4,030部)をした。

- ・図書館活用啓発に基づく読書活動関連団体への資料・会場の提供をした。
- ・読書環境の支援（検診時での読み聞かせ。読み聞かせボランティアの育成・子育て広場・おひさま広場での絵本パックの設置や読み聞かせ。赤ちゃん絵本ひろば開設ほか）をした。

4. 市民講座の開催

- ・市民から講座テーマを募集し、市民講座ボランティアと協働して講座を企画運営した。
- ・社会問題や教育問題など身近なテーマを取上げ企画した。
- ・単発講座として職員が中心となり伝統食、文学、児童向け講座を実施した。（参加者16講座1,534人）
- ・知的障害者青年学級として障害者に向けて生活習慣の習得と生活圏の拡大を目指した講座を年間を通して実施した。（参加者年15回380人）
- ・シニア学級として60歳以上の市民を対象に実施した。（参加者2講座101人）
- ・自主講座として生涯学習を見据えた音楽講座を実施した。
- ・成果として「自主講座」から音楽サークルが誕生し、公民館で活動を開始した。また、若干ではあるが普段公民館を利用しない若い世代の父親が講座に参加した。（参加者2講座360人）

5. 歴史探索の拠点としての博物館づくり

- ・年4回の展示事業を実施し、市民の学習のきっかけづくりとともに、図録等の刊行による情報提供を行った。
- ・「東村山学」等の講演会・体験学習などの講座等の実施し、市民における郷土の民俗や歴史等の学習の機会を創出した。
- ・郷土研究団体活動の支援するために、郷土研究連絡会をつくり、支援の輪を広げた。
- ・「市史研究」刊行による研究成果等の情報提供を行った。
- ・育てる会等の市民参加事業の実施し、市民自ら企画実行できる事業を実施した。
- ・学習の相談や展示説明などの学習支援の実施を行った。

今後の取組の方向性

1. 市民の様々なニーズに対応するべく、生涯学習に関する情報の提供と生涯学習人材バンクの充実を図る。

2. より多くの高齢者の方に参加いただけるよう、開催時期、プログラム内容、協力体制を検討する。
3. 課題解決に役立つ安心・安全情報の収集・提供・保管を推進する。
4. 今後、社会情勢の変化に対応した講座の企画運営を心がけ市民に提供する。
5. 今後、さらに市民のニーズにあった学習のテーマを模索し、展示講座等の教育普及部門の充実を図るとともに、博物館における調査活動を十分に行い、失われつつある歴史や文化を市民と守るための学習の機会を設ける。

(2) 公民館・図書館・歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動の充実を図るとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

担当課：社会教育課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 文化協会主催の「市民文化のつどい」や「市民文化祭」を中央公民館を中心に開催し、社会教育活動の充実を図った。それにより人材の育成や教育力の向上に努めた。
2. 健全育成大会・ヤングライブフェスティバル・市民のつどいなどを公民館で開催し、人材の育成と教育力の向上を図った。
3. 「輝け！東村山っ子育成塾」などで、施設の機能を活用し、子どもたちの教育力の向上に努めた。
4. 市民の自立とその役割を育む活動への支援 重点事業：資料提供の充実
 - ・製本研究会のスキルアップ支援及び共催による講座開催。
 - ・朗読研究会スキルアップ支援及び協働による障害者サービスの推進。
 - ・文庫サークル連絡会等への図書資料情報の提供及びスタッフの育成支援。
 - ・学校図書館ボランティアへの図書資料情報の提供及びボランティア育成支援。
 - ・乳幼児ボランティアを派遣。
(15箇所へ、月1回～2回・不定期、各2名～10名)
5. 音声 PC サポートセンターの実施
 - ・東村山音声 PC サークルと協働し、視覚障害者に音声 PC の基本操作などサポートした。
 - ・公民館が会場・設備の準備と運営の相談を受け、指導を東村山音声 PC サークルで受持った。

- ・成果として、メールなど日常操作を習得した卒業生を出すことができた。

(参加者年45回264人)

6. 市民参加による博物館活動の充実

- ・育てる会等の市民参加によるイベント事業の充実により、事業の活性化とともに、地域の協力を得た。
- ・地元の方の協力を得て、年中行事などの実施が実現し、その講座を通じて地域の輪が広がった。
- ・地域の人材を育成する事業として、たいけんの里ワークショップなどを実施した。

今後の取組の方向性

1. 施設の機能を活用し、より一層の事業の充実を図る。
2. より一層の事業の充実を図る。
3. より一層の事業の充実を図る。
4. 多様な視点を持つ市民や図書館関連ボランティアとの協働による図書館からのまちづくり事業を更に推進する。
5. 東村山音声PCサークルの指導力も向上していることから若干の受け入れ数を増す。
6. 八国山たいけんの里での体験活動について、市民参加の活動(ボランティア育成含む)を充実させる。

(3)市民のだれもが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

担当課：社会教育課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 市民文化祭の開催

5月には、文化協会主催の「市民文化のつどい」(45団体参加)、秋には市民(実行委員会)が中心の「市民文化祭」事業があり、社会教育・生涯学習団体(個人)114団体が参加し、活動の成果発表と交流を深めた。

2. 読書に出会える場の充実

- ・いのちとこころの教育週間観覧事業の推進(リストの作成、展示)を行った。
- ・テーマを設定した展示コーナーの開設をした。
- ・武満徹、草野晋平、各コーナーの充実を図った。

- ・情報コーディネーターとしての司書力の研修に努めた。
- 3. 都民寄席の開催
 - ・伝統芸能である「落語」を通して市民交流の場を提供し、ホールを満席とした。
(参加者 480 人)
- 4. 市民映画会の開催
 - ・市民映画「フラガール」の上映会を行い、昭和のエネルギー転換期を向かえた企業のあり方と新たな文化創造の物語を提供し、ホールを満席とした。(参加者 424 人)
- 5. 伝統文化の公開
 - ・市民に伝統文化を親しみ理解してもらうため、市指定無形民俗文化財である「まつりばやし」「雅楽・浦安の舞い」を祭りやイベント等で実施した。
- 6. 伝統文化である市に伝わる年中行事や民俗行事などの体験事業・展示を実施した。
 - ・「しめ縄づくり」、「まゆ玉飾り」等の体験事業を行った。
 - ・「節分」、「ひなかざり」、「端午の節供」、「七夕」、「盆だな」、「十五夜・十三夜」、「亥の子・十日夜」、「えびす講」等の年中行事を展示した。
- 7. 伝統文化である郷土に残る技術の伝承などの事業開催
 - ・「はたおり体験」、「うどん・ゆでまんじゅうづくり」等を行った。
- 8. 伝統芸能公演の開催
 - ・説経節 2 回開催した。

今後の取組の方向性

1. 両事業とも春と秋に定着しており、それぞれ主催団体による特色があり文化団体の発表、市民との交流が行われている。今後とも文化・芸術の充実に向け、支援してゆきたい。また、児童・生徒の関わりなど市民（地域）が一体になる開催・交流についても検討する。
2. 快適な読書情報を含む情報環境の整備を行う。
3. 市民ニーズが多く今後も落語開催に努める。
4. 良質な作品を市民に提供する。
5. ~ 8. 継続して実施する。

(4) 東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、国宝の正福寺や下宅部遺跡はっけんのもり公園等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。

担当課：ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 文化財の保護

補助金・交付金の支出、文化財の調査の実施等を通して文化財の保護に努めた。

- ・市指定無形民俗文化財である「まつりばやし」、「雅楽・浦安の舞」の活動に対し補助金を交付した。
- ・市指定文化財の管理者（20件）に交付金を交付した。
- ・市指定有形文化財である木造薬師如来立像（峰薬師）の修復に補助金を支出した。
- ・市史跡である浅間塚・境塚、富士塚の清掃・除草の実施をした。
- ・市内にある石造物等文化財調査の実施をした。

2. 公開・活用

市指定無形民俗文化財である「まつりばやし」、「雅楽・浦安の舞」を祭りやイベント等で実演、市民の郷土愛や文化財に対する理解を深めた。

- ・「まつりばやし」については、産業まつり・地域商店街イベント・小学校運動会等で実演した。
- ・「雅楽・浦安の舞」については、八坂神社等での実演の他の、正福寺の地蔵まつりで披露した。

展示・講演会・関連事業を実施することで、市内文化財の公開・活用に努めた。

- ・特別展「正福寺展 - 国宝・地蔵堂建立600周年記念 - 」。
- ・企画展「市内に伝存する古文書展」。
- ・講演「正福寺と禅宗美術」、「正福寺の建造物」。
- ・国宝・正福寺地蔵堂見学会（2回）。
- ・下宅部遺跡はっけんのもりお誕生日会。
- ・縄文土器野焼き。
- ・文化財ウィーク関連事業の実施（地蔵堂内部公開・はっけんのもりでの縄文体験事業・歴史のさんぽみち（市内文化財見学）・峯薬師公開）。
- ・秋史跡めぐり。

今後の取組の方向性

1. 21年度開館予定である下宅部遺跡出土品を収蔵する施設であるたいけんの里を含めて、市内文化財の保護・公開・活用を実施する。
2. 継続して実施する。

(5) スポーツ都市宣言を行っている東村山市として、平成25年に多摩・島しょ地区を中心に開催される国民体育大会の正式種目を誘致する。社団法人東村山市体育協会・体力づくり推進委員会等の公民が一体となって、スポーツ振興と体力づくりを推進し、スポーツを生涯の友とする「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

担当課：市民スポーツ課

施策の取組状況

1. 国民体育大会正式種目の誘致

- ・バスケットボール競技少年女子大会を誘致、予選大会より決勝大会まで開催予定。
- ・国民体育大会正式競技誘致にあたり、予選より決勝大会まで開催すること、誰でもがわかりやすい競技、市スポーツ振興に繋がる競技の開催を目標に都、競技団体と協議し、目標を達成できる競技の誘致ができた。

2. 公民一体となったスポーツ振興、体力づくり事業の推進

- ・(社)東村山市体育協会、体力づくり推進委員会、体育指導委員会およびスポーツ科学委員会などと連携のもとで市民体育大会、市民大運動会、各種スポーツ教室を開催し、スポーツの振興と市民の健康・体力の維持・増進を図った。
- ・市民体育大会 34 競技の開催。
- ・市民大運動会。(参加者5,293人)
- ・各種スポーツ教室の開催。
 - ・定年を迎えた方のスポーツ教室。(参加者数延べ175人)
 - ・60歳以上の方の体力測定。(参加者数延べ52人)
 - ・親子スリムアップ・フォロー教室。(参加者数延べ34人)
 - ・元気アップ教室。(参加者数延べ505人)
 - ・その他、体協への委託によるスポーツ教室。(前期・中期・後期)
(参加者数延べ9,425人)

今後の取組の方向性

1. 国体の開催に向け、関係機関を含め市全体で取り組む体制づくりと会場等施設の充実と整備を進める。
2. 市民の健康・体力づくり推進のために体力づくり推進委員会と連携を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指す。

平成25年に開催される国体に向け、(社)東村山市体育協会が進める競技力の向上を支援する。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

(1) 二学期制の実施に伴い、学校経営の更なる改革を推進し、継続的かつ計画的に教育活動の質的な向上を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 教育課程の管理

- ・各校の教育課程編成において、事前相談や助言を行い、二学期制の利点を生かした取組の推進を促した。
- ・長期休業期間等の活用について工夫が見られた。（「面談の設定」「補習授業の開催」等）

今後の取組の方向性

1. 二学期制の利点を生かした取組を支援し、学校経営の更なる改革を推進する。

(2) 学校評議員制度の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、その評価を学校経営に反映させ、開かれた学校づくりを一層推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 学校評議員制度の充実

- ・東村山市立小・中学校が、保護者や地域の信頼に応えながら、より開かれた特色ある学校づくりを推進するため、学校運営を行う校長を支援することを目的として、各学校に学校評議員をおいた。
- ・各校では年間3回程度評議員会を実施し、学校運営の他、児童・生徒の様子等について意見聴取し、学校の教育活動への評価や今後の方針について助言を得た。

- ・ 5月25日に学校評議員全体会を実施し、本市学校評議員全体の情報の共有化を図った。

今後の取組の方向性

1. 学校評議員制度を新しい学校評価とも連動させ、学校経営により反映させることができるように積極的な活用を図る。

(3) 地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動の充実を図り、地域に根ざした教育を一層推進する。

担当課：社会教育課

施策の取組状況

1. 土曜開放推進事業の実施

市立小・中学校22校において、土曜開放推進団体による事業が実施されている。各団体による特色ある講座の実施や取組みが行われている。地域を巻き込み大きなイベントも開催され地域・家庭・学校が連携している。(開館日数471日、参加者数延べ29,115人)

今後の取組の方向性

1. 中学校については、部活動等によりなかなか小学校のように、事業実施ができないようだが土曜開放推進団体の努力によりできる範囲の講座の開催など工夫が見られる。今後とも事業継続のため家庭・地域・学校の連携強化、充実を支援する。

(4) 学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹の配置と活用により学校の組織的な課題対応力の向上を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 校長会・副校長会の実施

- ・ 各月(8月を除く)実施し、市教委の方針や連絡事項を伝達した。
- ・ 校長会においては、実施前に校長役員会を実施し、連絡事項の整理等を行い、校長会が円滑に進行するようにした。

2. 管理職研修の実施

- ・ 本市における教育課題についての理解を深めるとともに、学校管理運営に関す

る実務能力等の向上を図った。

- ・ 校長研修会（年間 1 回）「学力向上について」。
- ・ 副校長研修会（年間 3 回）「不登校について」。

今後の取組の方向性

1. 今後も校長のリーダーシップの確立を支え、学校の組織的な課題対応に資するよう、伝達内容を精選する。
2. 事後にアンケートをとるなど、管理職のニーズ把握に努めるとともに、新規教育課程への対応等喫緊の課題も取り入れながら、内容の充実を図る。

（５）教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、新たな研修体系に基づいた研修の質的充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 研修事業の実施
 - ・ 「初任者研修」、「2・3年次研修」、「4年次研修」、「10年経験者研修」において、授業研究を含め指導方法の工夫・改善に資する研修を行った。
 - ・ 採用5～10年で学校長から推薦された教員に対して「ミドルリーダー養成研修」を実施した。校内で次代のリーダーとしてリーダーシップを発揮するために必要な資質の向上を図った。

今後の取組の方向性

1. さらに研修内容の充実を図る。

（６）保護者、地域住民等の学校外の人材を活用するなどして、学校経営のより一層の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

1. 学校評議員制度の充実 [再掲 基本方針 4-(2)]
 - ・ 東村山市立小・中学校が、保護者や地域の信頼に応えながら、より開かれた特色ある学校づくりを推進するため、学校運営を行う校長を支援することを目的として、各学校に学校評議員をおいた。
 - ・ 各校では年間3回程度評議員会を実施し、学校運営の他、児童・生徒の様子等

について意見聴取し、学校の教育活動への評価や今後の方針について助言を得た。

- ・ 5月25日に学校評議員全体会を実施し、本市学校評議員全体の情報の共有化を図った。

2. 教員サポーター派遣事業の実施 [再掲 基本方針 2-(5)-]

- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実を図った。
- ・ 教員サポーターには作文及び面接によって選考された教員免許取得者を充て、学校の要請を個々に審査した上で、平成19年度は7名を15校(小学校12校、中学校3校)に配置した。

今後の取組の方向性

1. 学校評議員制度を新しい学校評価とも連動させ、学校経営により反映させることができるように積極的な活用を図る。 [再掲 基本方針 4-(2)]
2. 教員サポーターを確実に配置できるよう人材の確保に努めるとともに、配置を拡大し、学校での活用のますますの充実を図る。 [再掲 基本方針 2-(5)-]

(7) 学校内外における児童・生徒の安全を確保するため、セーフティ教室や学校での地域安全マップの作成、ボランティアへの巡回の働きかけ等、警察、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進する。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

1. セーフティ教室の実施 [再掲 基本方針 1-(4)-]
 - ・ 児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進した。
 - ・ 各学校において、年間行事予定に位置付け、児童・生徒を対象とする「学習活動」と保護者、地域住民、関係機関担当者等による「意見交換会等」の2部構成で実施した。
2. 地域安全マップの作成
 - ・ 小学校全校で実施した。
 - ・ 作成指導員を活用し、内容を充実させた。
 - ・ 教育課程届の補助資料として位置づけ市立小学校での取組を促した。

3. スクールガード養成講習会の開催 [再掲 基本方針 1-(4)-]
 - ・文部科学省及び東京都の委託による「平成19年度地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の更なる推進を図るため、地域社会全体で体制を整備し、安全で安心できる学校を確立していくための取組のひとつとして実施した。
 - ・15校(小学校12校、中学校3校)の関係者、保護者、講師計65名の参加を得て、10月17日に東村山市民センター別館において実施した。
4. 交通防犯指導員の配置(小学校15校に15名配置) [再掲 基本方針 1-(4)-]
 - ・交通車両や防犯上の安全確保の観点から、児童の登下校の際に学校から要望のあった箇所に配置
 - ・(社)シルバー人材センターに業務委託

今後の取組の方向性

1. 保護者、地域住民、関係諸機関関係者等と連携し、児童・生徒を地域ぐるみで見守る意識の向上へ発展させる。 [再掲 基本方針 1-(4)-]
2. 毎年、地域の状況の変化に合わせ、内容を更新し、継続的な取組として内容の充実を図る。
3. 関係諸機関との事前打ち合わせを含め、内容について十分共通理解を図った上で実施し、各地区で子供の安全を守る体制づくりを一層推進する。 [再掲 基本方針 1-(4)-]
4. 現状の把握 [再掲 基本方針 1-(4)-]
 - ・学校のなかには、現状以外にも児童の登下校において危険な箇所があり、交通防犯員の要望もあるが、その点では対応しきれていない部分もあり、今後の課題とし検討する。
 - ・指導室から提供された不審者に関わる情報を、交通防犯指導員ヘリアルタイムで連絡のとれる方法を検討する。

(8)学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

担当課：庶務課・社会教育課・市民スポーツ課
・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

1. 各学校の施設(体育館・校庭・教室)を貸出した。

総貸出件数 46 件、内使用料の免除 32 件、有料貸出 14 件であった。

2. 学校施設コミュニティ開放の実施

社会状況と市民の多様なニーズに対応し、学校施設を開放し学校教育以外にも児童・生徒の健全育成に活用することやスポーツ団体や文化・地域団体の活動のために効率的に地域に開放した。(登録 72 団体、参加者数延べ 13,956 人)

3. 横断検索システムへの参加。各種施設での除籍児童書の再活用を図った。

4. 市民パソコン講座の開設。

- ・夏季休業中の学校施設開放を受け市民パソコン講座を市内 3 校で実施した。
- ・エクセルを使い住所録の作成や表計算の基本操作を学び、充実した講座となった。(参加者 3 講座 151 人)

5. 施設の貸出

- ・博物館活動での利用外に空いている施設に関しては、貸出を実施した。
- ・ロビーでの学習などの利用での開放を実施した。

今後の取組の方向性

1. 他事業の合間を縫っての貸出のため、大々的な貸出ができないが効率的な貸出の運営に努める。
2. 学校教育に支障のない範囲での施設開放であるため、使用に制限はあるが地域と学校が連携し効率的に良好な運営を継続する。また、地域のスポーツ、体力づくり推進事業の基幹施設として、効果的、効率的、適正な利用促進に努める。
3. 施設の老朽化、狭隘化を踏まえ効果的・効率的な施設運営に努める。
4. PC 機器が充実していること、市民ニーズも大きく、大人数が受講できる環境にあることから継続して実施する。
5. 施設の貸出については、今後も効率化する方向で実施を行う。

平成19年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの助言

勝 井 芳

(元東村山市立東萩山小学校長)

(元東村山市行財政改革審議会委員)

地方分権の推進においては、教育行政の面でも更なる進展が期待されている。そしてこのたび法の一部改正により、市民に一層信頼されるように教育に関する事務の点検及び評価が規定されたことは、新しい時代の進展に即した意義あることと受け止めている。

東村山市教育委員会の19年度教育基本方針は本市の歴史・伝統・自然や文化・その他社会資源のすべてをふまえ、市民の教育に責任をもつ施策となっていると考えている。

現在、教育は一生を通して行うものとなり学校教育を終えたのち、自立した個人として生涯を学び続ける社会へと変化した。そのような社会にあって本市では行政と市民のパートナーシップによって取り組む活動が多く見られる。例えば、基本方針1では「いのちとこころの教育週間」「道徳授業地区公開講座」「平成19年度豊かな心を育てる地域推進事業の推進」「青少年健全育成大会」などである。基本方針2では「子ども読書活動推進計画の推進」「中学校職場体験学習」「伝統文化子ども教室」など、基本方針3,4においてもさまざまな施策が見られる。また、学校のなかにも地域と連携する教育活動が各校で実施されている。このことはボランティアとしての市民の協力というだけでなく、地域の人材や団体が教育システムとして機能しているといえる。これは、長年にわたる相互の努力の結果であり今後もさらに充実していくよう望む。

子どもが犯罪の犠牲になったニュースには心が痛む。これだけは大人の力で未然に防止しなくてはいけない。防犯対策の講習、指導、情報伝達など会議は必要でありいろいろ開催されている。しかし、この防犯対策には実働人員が多数必要である。学校や地域の人びとがすでに活躍しているところもある。各校にはPTAや保護者連絡会もあるし、子どもの地区班編成もできている。これらの組織を活用して、子どもの安全を守る仕組みをつくり、日常活動を続ける

ことが重要と考える。防犯意識の向上というだけでは防ぎ切れない世相は残念だが、情報連携から行動連携へと取り組みが拡大されていくことを期待する。

毎年2月に行われる教育週間のなかで「市民の集い」に参加して、中学生たちの活動に触れるのを楽しみにしている。学校内外での活発な活動の様子が具体的に伝わってくる。また、運営委員として発表を支える生徒と指導者の努力もしのばれて全中学校の息吹が市民に届き、とても力強く感じる。人権、いのち、こころの教育は、このときをスタートとして家庭で、学校で、地域であらゆる機会になされていることを信じさせてくれる。

本市には、「きょういく東村山」という教育委員会の広報紙があり、市民とつながる優れた役目を果たしている。また、各校の保護者への「学校だより」は全校の集冊版が図書館にあり公開している。

今年度においては、初めての年でもあり教育目標を達成するための基本方針について、点検・評価を行っているが、今後については、基本方針以外の各課の重点施策等についても点検・評価の対象として検討していただきたいと願う。

以上

資 料 集

| | | |
|---|-------|----|
| 1 東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 | ----- | 52 |
| 2 東村山市教育委員会 | ----- | 54 |
| 3 東村山市の教育委員 | ----- | 54 |
| 4 東村山市教育委員会組織図 | ----- | 54 |
| 5 東村山市教育委員会教育部の各課・室・館 の業務内容 | ----- | 55 |

東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定め、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、毎年度策定する「東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針」に基づく主要施策に関する事務のうち、教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定するときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くことができる。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、前年度の「東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針」に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東村山市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、委員会に点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、施策・事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

3 有識者は、3人以内とする。

4 有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

5 有識者の委嘱期間は、2年とし、再任することができる。

6 有識者は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

7 委員会が委嘱する有識者に対しては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東村山市条例第12号)に準拠し、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

(委 任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

東村山市教育委員会

教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行する、5人の委員をもって組織される合議体の執行機関です。

教育委員会の会議は、毎月開催する定例会と、必要に応じて開催する臨時会があります。

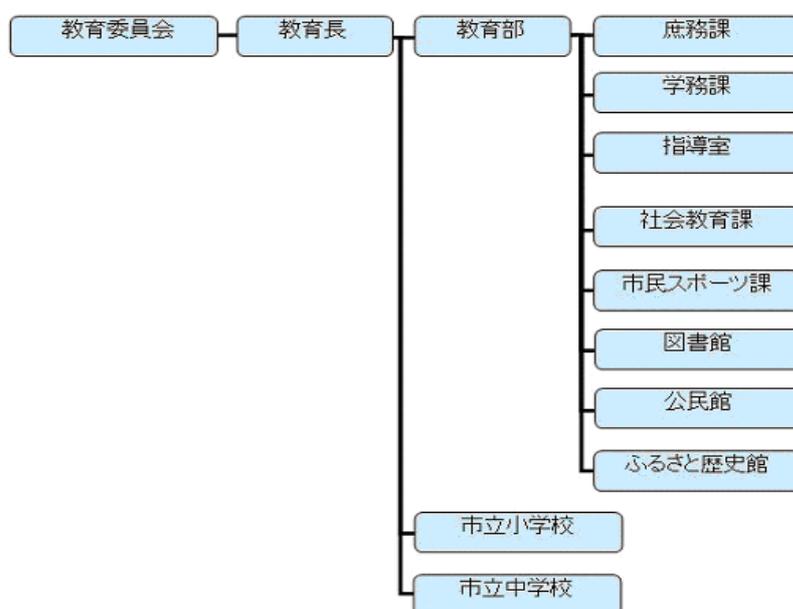
東村山市の教育委員

委員は、東村山市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のなかから、市長が、東村山市議会の同意を得て、任命します。委員の任期は4年で、再任することができます。

委員長は、委員のなかから選挙によって選ばれ、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。委員長の任期は1年で、再任することができます。

教育長は、委員のなかから、教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。また、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督します。

教育委員会組織図



東村山市教育委員会教育部の各課・室・館の業務内容

庶務課

庶務係

1. 教育行政一般に関すること。
2. 教育委員会の会議に関すること。
3. 教育委員会提出議案のとりまとめに関すること。
4. 事務局職員の人事に係る連絡調整に関すること。
5. 学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
6. 奨学資金に関すること。
7. 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の総合調整に関すること。
8. 公印の管守に関すること。
9. 教育委員会の文書の收受、配布及び発送に関すること。
10. 教育委員会の公告式に関すること。
11. 教育委員会の所掌に係る教育行政に関する相談に関すること。
12. 教育委員会連合会及び教育長会に関すること。
13. 教育委員会の庶務に関すること。

施設係

1. 学校施設の改修等の計画に関すること。
2. 学校施設の補助金に関すること。
3. 学校施設台帳の整備に関すること。
4. 学校財産(土地及び建物)の管理に関すること。
5. 学校施設に係る調査及び総合調整に関すること。
6. 教育財産の取得及び処分についての連絡調整に関すること。
7. 学校施設の維持、修繕及び管理に関すること。

環境整備係

1. 学校施設の維持及び修繕に関すること。
2. 学校の環境整備に関すること。

3. その他学校用務に関すること。

学務課

学務係

1. 学区域及び通学路に関すること。
2. 児童又は生徒の就学及び転退学その他学籍に関すること。
3. 学級編制に関すること。
4. 就学援助に関すること。
5. 私立幼稚園及び各種学校に関すること。
6. 学事調査統計に関すること。
7. 教材備品の整備に関すること。
8. 学校備品の管理に関すること。
9. 予算、決算及び経理等に関すること。
10. 課の庶務に関すること。

保健給食係

1. 児童、生徒及び教職員の保健及び安全衛生に関すること
(指導室に属するものを除く。)。
2. 学校給食の運営に関すること。
3. 調理業務の委託に関すること。
4. 学校給食直営モデル事業の推進に関すること。
5. 高齢者ふれあい給食に関すること。

就学相談担当

1. 特別支援学級に関すること。
2. 特別支援教育に関すること。
3. 学級編制に関すること。

指導室

指導係

1. 学校教育の指導に関すること。
2. 教育課程、教科書内容及び教材備品の活用等の研究及び指導に関すること。
3. 教科用図書採択その他図書に関すること。
4. 教職員の研修に関すること。
5. 教育研究及び相談に関すること。
6. 特別支援教育に関すること。
7. 予算、決算及び経理等に関すること。
8. 室の庶務に関すること。

教職員係

1. 教職員の人事に関すること。
2. 教職員の給与に関すること。
3. 教職員の賞罰に関すること。
4. 教職員の福利厚生に関すること。
5. 教職員の共済組合に関すること。
6. 教職員の出張その他サービスに関すること。
7. 教職員組合に関すること。
8. 教職員の免許及び検定に関すること。

教育相談係

1. 児童・生徒の教育に係る諸問題の相談に関すること。
2. 市立小・中学校の校内教育相談活動の推進に関すること。
3. 健全育成学習室(希望学級)に関すること。

学校情報係

1. 学校教育ネットワークの運用管理に関すること。
2. 学校教育ネットワークの推進・充実にに関すること。
3. 情報教育に関する研修に関すること。

社会教育課

社会教育係

1. 社会教育の総合調整に関すること。

2. 社会教育に関する教育機関との連絡調整に関すること。
3. 社会教育団体の指導育成に関すること(他の部署に属するものを除く。)
4. 青少年教育及び青少年健全育成に関すること。
5. 青少年健全育成施設に関すること。
6. 成人の日のつどいに関すること。
7. 青少年問題協議会に関すること。
8. 青少年委員に関すること。
9. その他青少年に関すること。
10. 予算、決算及び経理に関すること。
11. 課の庶務に関すること。

生涯学習推進係

1. 生涯学習推進計画の調整に関すること。
2. 生涯学習の推進に関すること。
3. 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関すること。
4. 学校開放(遊び場開放、コミュニティ開放、週 5 日制開放)に関すること。
5. 芸術文化に関すること。
6. 社会教育委員に関すること。

市民スポーツ課

振興係

1. スポーツ施設の維持管理に関すること。
2. スポーツ施設の施設計画に関すること。
3. スポーツ施設の利用に関すること。
4. スポーツ、レクリエーションの振興計画に関すること。
5. スポーツ指導者の育成に関すること。
6. スポーツ振興審議会に関すること。
7. 体育指導委員に関すること。
8. スポーツ科学委員会に関すること。

9. 民間等スポーツ施設の利用に関すること。
10. 学校施設のスポーツ開放に関すること。
11. 地域スポーツクラブ等団体の育成及び援助に関すること。
12. 社団法人東村山市体育協会の育成及び援助に関すること。
13. 体力づくり推進委員会に関すること。
14. 庶務に関すること。

中央図書館

運営係

1. 公印の管守に関すること
2. 図書館の運営計画及び実施計画に関すること。
3. 図書館施設の維持管理に関すること。
4. 図書館電子計算組織の管理に関すること。
5. 予算、決算及び経理に関すること。
6. 統計、調査及び広報に関すること。
7. 施設貸出に関すること。
8. 資料のリサイクルに関すること。
9. 地域児童図書館助成金交付に関すること。
10. 図書館協議会に関すること。
11. 他機関との連絡、調整及び協力に関すること。
12. 利用者に関すること。
13. 文書事務その他庶務に関すること。

奉仕係

1. 図書館の奉仕計画に関すること。
2. 蔵書構成の調整に関すること。
3. 資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
4. 資料の貸出し、返却及び閲覧に関すること。
5. 講演会、展示その他行事の開催に関すること。

6. 他機関との資料相互貸借、連絡、及び協力に関すること。
7. 地域図書館活動への協力に関すること。
8. その他資料及び奉仕に関すること。

調査資料係

1. 読書案内及び調査研究への援助に関すること。
2. 参考資料に関すること。
3. 地域行政資料に関すること。
4. 市民資料に関すること。
5. 東村山市関連新聞記事に関すること。
6. その他調査資料に関すること。

地区館

1. 図書館の奉仕計画に関すること。
2. 図書館施設の維持管理に関すること。
3. 資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
4. 資料の貸出し、返却及び閲覧に関すること。
5. 講演会、展示その他行事の開催に関すること。
6. 地域図書館活動への協力に関すること。
7. 他機関との連絡、及び協力に関すること。
8. その他資料及び利用者に関すること。
9. 文書事務その他庶務に関すること。

公民館

庶務係

1. 公印の管守に関すること。
2. 公民館の施設及び機材器具等の整備、維持管理、貸与に関すること。
3. 他機関との連絡、協力に関すること。
4. 公民館の予算、決算等経理に関すること。
5. 公民館運営審議会の庶務に関すること。
6. 公民館の資料、統計、調査、広報に関すること。

7. 文書事務その他公民館の庶務に関する事。
8. 他の係に属さないものに関する事。

事業係

1. 各種の学級、講座及び教室等の事業に関する事。
2. 講演会、講習会、討論会、展示会、映画等の開催に関する事。
3. 視聴覚教育に関する事。
4. 自主グループ等への援助に関する事。
5. その他、公民館の事業の実施に関する事。

地区館

1. 公民館の施設及び機材器具等の整理、維持管理、貸与に関する事。
2. 他機関との連携、協力に関する事。
3. 公民館の資料、統計、調査、広報に関する事。
4. 文書事務及び庶務に関する事。
5. 各種の学級、講座及び教室等の事業の開設に関する事。
6. 講演会、講習会、討論会、展示会、映画会等の開設に関する事。
7. 視聴覚教育に関する事。
8. 自主グループ等への援助に関する事。
9. その他、公民館の事業に関する事。

ふるさと歴史館

事業係

1. 公印の管守に関する事。
2. 東村山ふるさと歴史館協議会に関する事。
3. 歴史館の維持管理に関する事。
4. 他機関との連絡及び協力に関する事。
5. 歴史館の予算、決算及び経理等に関する事。
6. 歴史館の統計及び広報に関する事。

7. 資料(条例第5条に規定する資料をいう。以下同じ。)の収集、整理、展示及び保管に関する事。
8. 資料の目録及び報告書等の作成に関する事。
9. 資料の調査及び研究に関する事。
10. 資料の閲覧及び貸出し等に関する事。
11. 特別展示及び企画展示の開催に関する事。
12. 講演会及び研究会の開催に関する事。
13. 寄贈及び寄託資料の選定に関する事。
14. 東村山かやぶき民家園に関する事。
15. ふるさと歴史館友の会に関する事。
16. 文書事務その他歴史館庶務に関する事。

文化財係

1. 文化財の保護、保存及び調査に関する事。
2. 文化財保護審議会に関する事。
3. 文化財関係団体の指導育成に関する事。
4. 埋蔵文化財の保護及び調査に関する事。

歴史資料係

1. 歴史資料の調査、整理、保存及び活用に関する事。
2. 歴史的な資料として重要な公文書等の整理、保存及び活用に関する事。
3. その他歴史資料等に関する事。

編集・発行

東村山市教育委員会

教育部庶務課庶務係

〒189 8501 東村山市本町

1 - 2 - 3

電話 042 - 393 - 5111